

特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度の延長

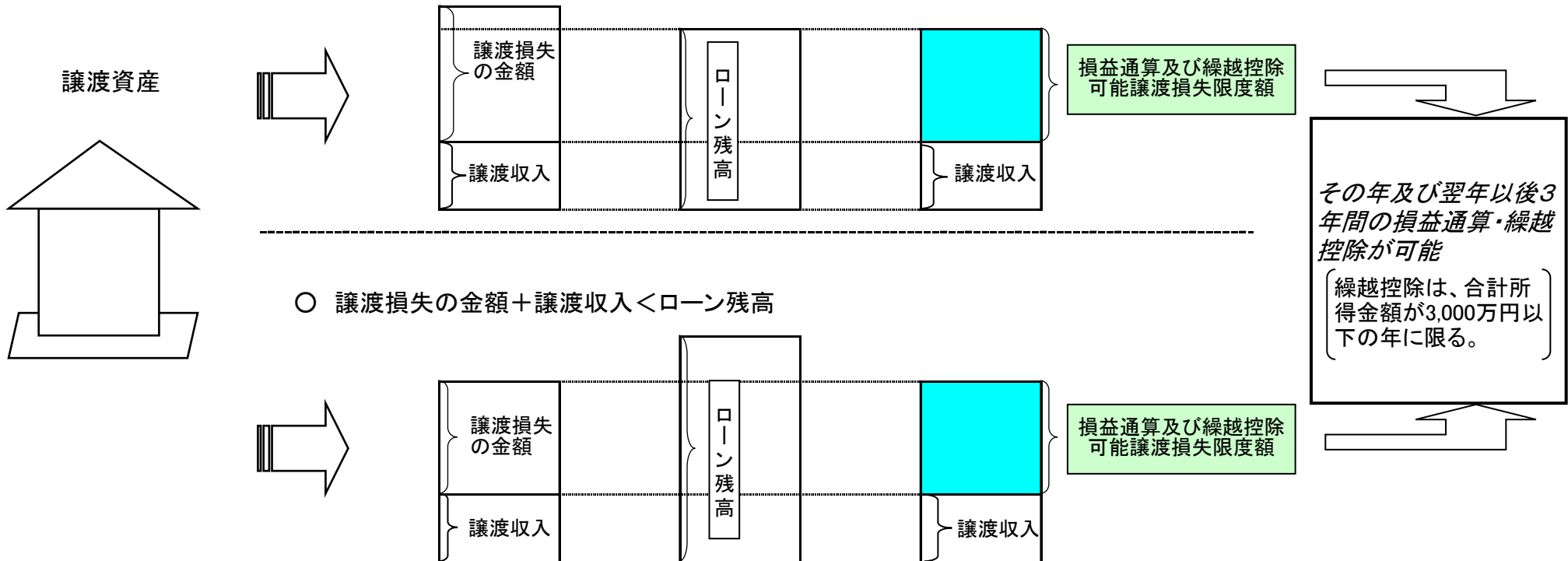
【現行】

個人が所有期間5年超の居住用財産の譲渡をした場合（その譲渡をした居住用財産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）において、その譲渡した資産に係る一定の譲渡損失については、一定の要件の下で、他の所得との損益通算及び繰越控除ができる。

【30年度改正】

適用期限を平成29年12月31日から平成31年12月31日まで2年延長する。

○ 譲渡損失の金額+譲渡収入>ローン残高



○ 譲渡資産の要件

- ・ 所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
- ・ 譲渡に係る契約を締結した日の前日において譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
- ・ 平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間の譲渡
 ⇒ 【30改正】平成31年12月31日まで（2年延長）